

○グリーン購入促進条例施行規則

平成十八年三月二十三日

宮城県規則第十九号

改正 平成二〇年三月三十一日規則第四六号

令和四年三月三十一日規則第二五号

令和六年三月二九日規則第六九号

グリーン購入促進条例施行規則をここに公布する。

グリーン購入促進条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、グリーン購入促進条例（平成十八年宮城県条例第二十二号。第五条第二号を除き、以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定証)

第二条 知事は、条例第十四条第一項の規定による認定をしたときは、認定事業者に対し、様式第一号による宮城県グリーン製品認定証（以下「認定証」という。）を交付するものとする。

2 認定事業者は、条例第十五条第一項の規定により認定を取り消されたときは、直ちに当該認定に係る認定証を知事に返還しなければならない。

(認定の期間の始期)

第三条 条例第十四条第二項の認定の期間（以下「認定期間」という。）の始期は、毎年四月一日及び十月一日とする。

(認定の申請)

第四条 条例第十四条第三項の規定による申請（以下「認定申請」という。）は、様式第二号によるものとする。

2 認定申請は、次の各号に掲げる認定期間の始期に応じ、当該各号に定める期間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日に当たる日を除く。以下「申請期間」という。）において行うことができる。

一 四月一日 前年の十月一日から十二月二十八日まで

二 十月一日 四月一日から六月三十日まで

(製造業者等の要件)

第五条 条例第十四条第四項の規則で定める要件は、次のとおりとする。

一 認定申請に係る申請期間の初日の五年前の日以降に、条例及び認定申請に係る環境

物品等（以下「申請環境物品等」という。）に適用される環境に関する法令等に違反し、これらの法令等に基づく処罰、命令その他の不利益処分を受けていない者であること。

- 二 申請環境物品等を製造し、又は加工するに当たり産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権及び商標権をいう。）を侵害し、又は申請環境物品等の販売に適用される法令（条例を含む。）に違反していない者であること。
- 三 申請環境物品等を製造し、又は加工するに当たり、一般廃棄物処分業の許可（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）第七条第六項に規定する許可をいう。）又は産業廃棄物処分業の許可（廃棄物処理法第十四条第六項に規定する許可をいう。）を受ける必要がある場合にあっては、これらの許可を受けている者であること。
- 四 申請環境物品等を製造し、又は加工する施設について一般廃棄物処理施設の設置の許可（廃棄物処理法第八条第一項に規定する許可をいう。）又は産業廃棄物処理施設の設置の許可（廃棄物処理法第十五条第一項に規定する許可をいう。）を受ける必要がある場合にあっては、これらの許可を受けている者であること。
- 五 条例第十九条各号に掲げる事項の遵守を誓約する者であること。
- 六 認定製品の品質に関する規格及び品質管理に関する体制について、県がこれらの情報を県民等に提供することに同意する者であること。
- 七 申請環境物品等の製造又は加工を委託する場合にあっては、第一号から第四号までの要件を満たす者を当該委託の相手方としている者であること。

（認定の取消し）

第六条 条例第十五条第一項第三号の規則で定める事由は、次のとおりとする。

- 一 虚偽の認定申請その他の不正の手段により認定を受けたとき。
- 二 条例第十七条の規定による報告の求めに対し、虚偽の報告をしたとき。
- 三 条例第十九条第四号に規定する変更届（以下「変更届」という。）の提出に当たり、虚偽の変更届を提出したとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、条例の目的に反する行為をしたとき。

（認定証票）

第七条 条例第十六条第一項に規定する認定証票は、様式第三号とする。

（品質管理の記録）

第八条 認定事業者は、条例第十九条第一号の品質管理を行うに当たっては、その状況を記録し、これを三年間保存しなければならない。

(変更届及び廃止届)

第九条 変更届は、認定申請の事項についての変更（条例第十五条第一項各号又は次項各号に該当することとなるものを除く。）があった日から起算して三十日以内に、様式第四号により提出しなければならない。

2 条例第十九条第四号に規定する廃止届は、次に掲げる事由が生じた日から起算して三十日以内に、様式第五号により提出しなければならない。

一 認定製品が条例第十四条第一項の別に定める基準に適合しなくなったとき。

二 認定事業者が条例第十四条第三項に規定する製造業者等でなくなったとき。

三 認定製品が条例第十四条第三項各号に掲げる環境物品等でなくなったとき。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

(認定申請の特例)

2 第四条第二項の規定にかかわらず、平成十八年に行われる認定申請は、同年十月一日から十二月二十八日までの間に限り行うことができる。

宮城県グリーン製品認定証

認定製品の名称

製造事業者等の住所

製造事業者等の氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

この製品は、グリーン購入促進条例第14条第1項の規定により認定を受けた環境物品等であることを証する。

年 月 日

宮城県知事

認 定 番 号	第 号
認 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
認 定 製 品 の 用 途	
製 造（加工）事 業 所 の 名 称 及 び 所 在 地	
備 考	

宮城県グリーン製品認定申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

〒
住所
氏名
(法人にあつては、名称及び代表者名)

電話番号
ファクシミリ番号
ホームページアドレス

担当者所属
職・氏名
電話番号
ファクシミリ番号
メールアドレス

グリーン購入促進条例第14条第3項の規定により、下記製品について宮城県グリーン製品として認定を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

申請者区分	<input type="checkbox"/> 製造物責任法第2条第3項第1号 (製造業者) <input type="checkbox"/> 製造物責任法第2条第3項第2号 (表示製造業者) <input type="checkbox"/> 製造物責任法第2条第3項第3号 (実質的表示製造業者)
県内事業所	(名称) (所在地) 〒 宮城県 (電話番号) (ファクシミリ番号)
申請製品	名称
	概要
	用途
	環境配慮事項及びその科学的根拠

申請製品	産業財産権	有 ・ 無	販売適用法令	有 ・ 無
	品質に関する規格			
	品質管理体制			
	品質に関する規格及び品質管理体制に関する情報の提供方法			
	販売時の形態・仕様			
	小売希望価格 (円) / 小売単位			
	販売方法			
	申請日の属する事業年度前3年の各事業年度の販売実績			
循環資源を使用している場合				
循環資源使用割合 (%) (全循環資源使用重量 / 製品重量)		% (/)		
循環資源の種類	発生場所 (都道府県)	県内発生循環資源使用割合 (%) (県内発生循環資源使用重量 / 全循環資源使用重量)	県内発生循環資源年間使用重量 (t)	
		% (/)		
		% (/)		
		% (/)		
		% (/)		
		% (/)		

製造（加工）事業所

【製造又は加工の工程】

(工程に係る簡潔な解説を付したフロー図で記載し、製造（加工）事業所の名称を併記すること。)

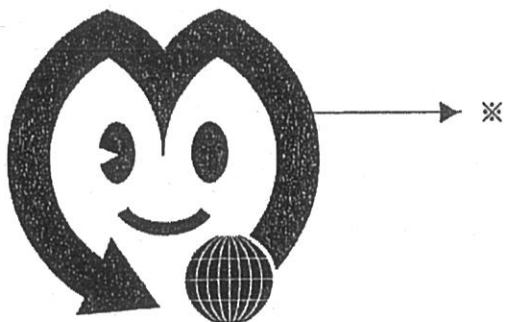
製造（加工）事業者	製造（加工）事業所名称	製造（加工）事業所所在地

(注) 記入内容が多い場合は、別紙として添付すること。

添付書類等

- 1 申請に係る環境物品等 (30 cm³程度のサンプル品)
- 2 申請に係る環境物品等のカタログ用写真データ
- 3 宮城県内事業所の地方税法に基づく法人設置届出書、又は法人県民税若しくは法人事業税の納税証明書の写し
- 4 申請者の環境に関する法律又は条例の不利益処分に関する自認書
- 5 申請者の産業財産権及び物品等の販売に適用される法令 (条例を含む。) に関する自認書
- 6 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する許可を要する場合は、許可証の写し
- 7 グリーン購入促進条例第19条各号に規定する遵守事項に関する誓約書
- 8 品質に関する規格及び品質管理体制の情報提供に関する同意書
- 9 申請に係る環境物品等の製造又は加工の委託先の確認事項に関する申請者の自認書
- 10 製造 (加工) を委託している場合は、製造 (加工) 受託事業者との製造 (加工) 委託契約書の写し
- 11 環境配慮基準に適合していることを証する書面の写し
- 12 性能基準に適合していることを証する書面の写し
- 13 申請に係る環境物品等が循環資源を使用して製造 (加工) された場合、循環資源の発生場所を証する書面
- 14 申請に係る環境物品等のカタログ類
- 15 製造 (加工) 事業所付近の見取図
- 16 製品の設計図書がある場合は、その写し
- 17 その他知事が必要と認める書類

様式第3号（第7条関係）



宮城県グリーン製品

備考

- 1 着色 ※部分を「C100%+Y86%」の緑色とし、かつ、※以外の部分を「C100%+M85%」の青色とする配色又は※部分を「B70%」とし、かつ、※以外の部分を「B90%」とする配色とする。また、文字については、いずれの場合も「B100%」とする配色とする。
- 2 寸法比率 横一、縦一とする。

様式第4号（第9条関係）

宮城県グリーン製品変更届出書

年 月 日

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

住所

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者名）

担当者所属

氏名

電話番号

ファクシミリ番号

メールアドレス

宮城県グリーン製品について、下記のとおり変更が生じたので、グリーン購入促進条例施行規則第9条第1項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

記

認定製品名称	
認定番号	
変更年月日	
変更事項	
変更前	
変更後	
変更理由	

宮城県グリーン製品廃止届出書

年 月 日

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

住所

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者名）

担当者所属

氏名

電話番号

ファクシミリ番号

メールアドレス

宮城県グリーン製品について、下記のとおり認定廃止事由が生じたので、グリーン購入促進条例施行規則第9条第2項の規定により認定証を添えて届け出ます。

記

認定製品名称	
認定番号	
認定廃止事由 発生年月日	
認定廃止事由	<p><input type="checkbox"/>認定製品がグリーン購入促進条例第14条第1項の別に定める基準に適合しなくなった。</p> <p><input type="checkbox"/>認定事業者がグリーン購入促進条例第14条第3項に規定する製造業者等でなくなった。</p> <p><input type="checkbox"/>認定製品がグリーン購入促進条例第14条第3項各号に掲げる環境物品等でなくなった。</p> <p>（具体的な内容）</p>

附 則（平成二〇年規則第四六号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後のグリーン購入促進条例施行規則別表の規定は、この規則の施行の日以後にされた申請について適用し、同日前にされた申請については、なお従前の例による。

附 則（令和四年規則第二五号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定に基づいて提出等された申請書等は、それぞれ改正後の各規則の規定に基づいて提出等された申請書等とみなす。
- 3 改正前の各規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の各規則の規定によるものとみなす。

附 則（令和六年規則第六九号）

この規則は、公布の日から施行する。